

# お知らせ information

## お知らせ

### 後期高齢者医療被保険者 証の更新のお知らせ

後期高齢者医療保険に加入している方が現在お使いの「被保険者証(保険証)」は、有効期限が7月31日までとなっております。新しい保険証を7月中旬に郵送します。8月1日以降は新しい保険証を使用してください。

また「限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)」の更新も併せて行います。有効期限が7月31日までの認定証の交付を受けている方で、引き続き該当になる方には、7月下旬に新

しい認定証を郵送します。

なお有効期限が切れた保険証などは、8月1日以降、町民生活課へ返却してください。

#### 《新しい保険証の有効期限》

平成30年7月31日まで

#### 町民生活課

72-6933

### 国民健康保険からのお知らせ

#### ① 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)の有効期限は、7月31日までとなっております。現在認定証を交付されている方には、7月中旬に申請書をお送りします。8月以降も引き続き認定証が必要な方は、町民生活課まで提出してください。8月以降に入院または高額な外来診療の予定がない方は、再度申請する必要

はありません。

また今後入院などにより新たに認定証が必要となる方は、町民生活課で申請のうえ、交付を受けてください。

認定証の更新においては、平成28年分の所得をもとに区分判定を行い、この区分に応じて医療機関の窓口で支払う限度額が決定します。国民健康保険に加入している世帯で未申告の方がある場合は、上位所得として判定されますので、忘れずに申告を行ってください。認定証の区分は、申告

の修正や加入者の異動により変更になる場合がありますので、ご了承ください。

なお有効期限が切れた認定証は、8月1日以降、町民生活課へ返却してください。

《新しい認定証の有効期限》  
平成30年7月31日まで

《古い認定証の有効期限》  
7月31日まで

町民生活課  
72-6933

#### ② 高齢受給者証の更新について

国民健康保険の加入者で、70歳から74歳の方に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日までとなっておりますので、新しい「高齢受給者証」を7月下旬に郵送します。

8月1日以降に医療機関などで診療を受ける際は、保険証と新しい「高齢受給者証」を窓口に提示してください。自己負担割合は、平成28年中の所得により変更になる場合がありますので、ご了承ください。

なお有効期限が切れた高齢受給者証は、8月1日以降、町民生活課へ返却してください。

《新しい受給者証の有効期限》  
平成30年7月31日まで

《古い受給者証の有効期限》  
7月31日まで

町民生活課  
72-6933

#### ひとり親家庭医療費受給者証の更新のお知らせ

ひとり親家庭医療費受給者証の有効期限は7月31日までとなっております。

8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるには更新の手続きが必要です。左記の日程で更新の受け付けを行いますので忘れずに手続きをしてください。

なお受給者の方には個別に案内通知を送付していますのでご確認ください。

#### ◆受付日時

7月25日(火)・27日(木) 午前

9時から午後5時15分まで

7月26日(水) 午前9時から

午後7時まで

#### ◆受付場所

子育て支援課(子育て世代包括支援センター)

#### ◆必要なもの

- ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
- ひとり親家庭医療費受給者証(水色のカード)
- 受給者と児童の健康保険証
- 受給者と児童の戸籍謄本